

## 特記仕様書

本特記仕様書は、甲府市が発注する「道路ストック総点検業務委託（道路トンネル）」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、この特記仕様書に定め無き事項については、山梨県県土整備部仕様書『設計業務等共通仕様書』（平成 29 年 10 月改定）によること。

### （業務の目的）

第 1 条 本業務は、「道路トンネル定期点検要領（国土交通省 道路局）」及び「小型附属物（標識、照明施設等）の点検要領」（H26.6 国土交通省道路局）（以下、「点検要領」という。）に基づき、甲府市が管理する金川曾根隧道（甲府市 心経寺町 地内 外：市道 宿心経寺境線）の本体工ならびに道路附属物等を対象として、近接目視、打音検査、触診、背面点検を行い、現状を把握することにより異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

### （履行場所）

第 2 条 履行場所は、金川曾根隧道 L=481.0m（甲府市 心経寺町 地内 外：市道 宿心経寺境線）とする。（別紙位置図参照）

### （履行期間）

第 3 条 履行期間は、別添業務委託契約書に定める期間とする。

### （現場代理人及び主任技術者）

第 4 条 本業務の現場代理人は、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- ・技術士（総合技術管理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門：トンネル）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（トンネル）の資格を有する者。

また、主任技術者は、上記の要件を満たし、かつ「道路ストック総点検業務」の作業実績を有する者とする。

### （点検内容）

第 5 条 「点検要領」に基づき実施するものとする。

#### 1) 計画準備

##### ①計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書等作成を行う。  
なお、業務計画書は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を提出すること。なお業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

## ②資料収集整理

業務計画書及び、詳細なトンネルの点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

## ③現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

## ④関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

## 2) 定期点検

「点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。また、点検範囲は前点検範囲である8,000 m<sup>2</sup>とする。

## 3) 調査

ひび割れ進行性調査、漏水調査、覆工背面空洞調査・解析等を行う。  
また、前点検結果よりひび割れ箇所 40 箇所、漏水箇所 11 箇所とする。

## 4) 診断

点検または調査により、トンネル本体工の変状等の健全性の診断を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行う。また、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に、健全性の診断を行う。附属物の取付け状態に対する判定は、現地にて判定区分を用いて行う。

## 5) 報告書作成

### ①点検調書の作成

「点検要領」に基づき、点検表記録様式を作成する。また、点検結果で変状・取付け等の異常が発見された場合は、今後の対応方法、対応すべき時期及び概算工事費用についてとりまとめを行い、監督員に報告すること。

### ②報告書作成

本業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

## 6) 打合せ協議

本業務の実施における打合せ協議は、次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回を基本とするが、必要と判断される場合や監督員から指示があった場合については、協議の上実施するものとする。また、打合せ記

録は受託者が行い、監督員に提出するものとする。なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者が必ず立ち会うものとする。

- ①業務着手時（1回）
- ②中間打合せ（1回）
- ③成果品納入時（1回）

（安全等の確保）

第6条 受託者は現道上の作業を行うに際し、道路使用許可を所轄警察署から得ること。

（交通誘導員）

第7条 本業務の施行に際し、現場の安全確保のため交通誘導員により次のとおり交通誘導業務を実施するものとする。なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議を行うこと。

交通誘導員の配置人数	所轄警察署の指示のとおり
交通誘導の時間帯	所轄警察署の指示のとおり
交通誘導の期間	業務施行期間中のうち所轄警察署の指示のとおり

（成果品の提出）

第8条 本業務の成果品は次のとおりとする。

報告書（紙）・・・A4版	2部
電子データ（CD-R）	2部

ただし、監督員の指示があった場合については、別途納品させることができるものとする。

（修補）

第9条 委託者が修補の必要があると認めた場合には、定められた期限内に修補を行わなければならない。修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第10条 受託者は、本業務履行中に第三者より受け又は与えた損害については、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

（その他）

第11条 この特記仕様書に定めのない事項については、山梨県県土整備部共通仕様書に準拠し、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従い実施するものとする。